

令和 8 年議案第 2 8 号

江南市立放課後児童健全育成施設の管理及び運営に関する規則の一部改正について

江南市立放課後児童健全育成施設の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則を別紙のとおり定めるものとする。

令和 8 年 5 月 8 日提出

江南市教育委員会

教育長 高田 和明

提案理由

この案を提出するのは、江南市立児童厚生施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴い、所要の整備を図る必要があるからでございます。

江南市立放課後児童健全育成施設の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則（案）

江南市立放課後児童健全育成施設の管理及び運営に関する規則（平成30年教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第8条」を「第9条」に改める。

第7条中「放課後児童健全育成施設を利用する者は、放課後児童健全育成施設において次に掲げる行為をしてはならない」を「条例第6条の規則で定める行為は、次のとおりとする」に改める。

附 則

この規則は、令和8年8月1日から施行する。

(参 考)

江南市立放課後児童健全育成施設の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則（案）の新旧対照表

新	旧
（趣旨） 第 1 条 この規則は、江南市立児童厚生施設等の設置及び管理に関する条例（昭和 44 年条例第 2 号。以下「条例」という。）<u>第 9 条</u>の規定に基づき、江南市立放課後児童健全育成施設（以下「放課後健全育成施設」という。）の管理及び運営について必要な事項を定めるものとする。 （禁止行為） 第 7 条 <u>条例第 6 条の規則で定める行為は、次のとおりとする。</u> (1)～(5) (略)	（趣旨） 第 1 条 この規則は、江南市立児童厚生施設等の設置及び管理に関する条例（昭和 44 年条例第 2 号。以下「条例」という。）<u>第 8 条</u>の規定に基づき、江南市立放課後児童健全育成施設（以下「放課後健全育成施設」という。）の管理及び運営について必要な事項を定めるものとする。 （禁止行為） 第 7 条 <u>放課後児童健全育成施設を利用する者は、放課後児童健全育成施設において次に掲げる行為をしてはならない。</u> (1)～(5) (略)

○江南市立放課後児童健全育成施設の管理及び運営に関する規則（案）

平成30年3月8日

教育委員会規則第7号

改正 令和8年 月 日教委規則第 号

（趣旨）

第1条 この規則は、江南市立児童厚生施設等の設置及び管理に関する条例（昭和44年条例第2号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、江南市立放課後児童健全育成施設（以下「放課後健全育成施設」という。）の管理及び運営について必要な事項を定めるものとする。

（業務）

第2条 放課後児童健全育成施設は、小学校に就学している児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないもののうち教育委員会が必要と認めたものに適切な遊び及び生活の場を与え、児童の健全な育成に必要な業務を行う。

（職員）

第3条 放課後児童健全育成施設に、次の職員を置く。

（1）所長

（2）放課後児童支援員

（3）補助員

（職員の職務）

第4条 所長は、放課後児童健全育成施設の管理運営について掌理し、職員を指揮監督する。

2 放課後児童支援員は、保護者と連携して児童の育成支援等必要な職務を行う。

3 補助員は、放課後児童支援員が行う業務を補助する。

（開所時間）

第5条 放課後児童健全育成施設の開所時間は、次に掲げる時間とする。

（1）次号に掲げる日を除く日 下校時から午後7時まで

（2）土曜日及び江南市立学校管理規則（昭和34年教育委員会規則第1号）第6条第2項に規定する学校の休業日 午前7時30分から午後7時まで

（3）教育委員会は、特に必要があると認めるときは、前2号の実施時間を変更す

ることができる。

(休所日)

第6条 放課後児童健全育成施設の休所日は、次に掲げる日とする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

2 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、前項に規定する休所日を変更することができる。

(禁止行為)

第7条 条例第6条の規則で定める行為は、次のとおりとする。

(1) 放課後児童健全育成施設の秩序若しくは風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。

(2) 指定した場所以外で火気を用いること。

(3) 営業行為又は広告物等の掲示及び配布行為

(4) 故意に建物若しくは備品等に損害を与えたり、又は備品等を勝手に持ち出すこと。

(5) その他運営に支障をきたす行為

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和8年 月 日教委規則第 号）

この規則は、令和8年8月1日から施行する。

令和８年議案第２９号

宮田・藤ヶ丘地区学校再編プロジェクトチーム設置要綱の制定について

宮田・藤ヶ丘地区学校再編プロジェクトチーム設置要綱を別紙のとおり定めるものとする。

令和８年５月８日提出

江南市教育委員会

教育長 高田 和明

提案理由

この案を提出するのは、江南市学校施設長寿命化計画に基づき、宮田・藤ヶ丘地区の学校再編について協議するとともに、児童生徒にとってよりよい教育環境を整備し、充実した学校教育の実現に資するため、調査・検討する体制を整備する必要があるからであります。

宮田・藤ヶ丘地区学校再編プロジェクトチーム設置要綱（案）

（設置及び目的）

第1条 江南市学校施設長寿命化計画に基づき、宮田・藤ヶ丘地区の学校再編について協議するとともに、児童生徒にとってよりよい教育環境を整備し、充実した学校教育の実現に資するため、宮田・藤ヶ丘地区学校再編プロジェクトチーム（以下「チーム」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 チームは、次に掲げる事項について調査及び検討する。

- （1）宮田・藤ヶ丘地区の学校の現状と将来推計等の基礎情報に関すること
- （2）宮田・藤ヶ丘地区の学校再編の整備方針に関すること
- （3）学校再編による教育環境への影響・課題に関すること
- （4）学校運営協議会・保護者・地域住民との対話・合意形成に関すること
- （5）実装可能な政策・ロードマップの提案に関すること
- （6）その他学校適正規模・適正配置等のために必要な事項

（組織）

第3条 チームは、委員15名以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- （1）市長部局関係者
- （2）教育委員会関係者
- （3）その他教育委員会が必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から当該年度の末日までとし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合は、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

（運営）

第5条 教育長は座長としてチームを招集し、会議を進行する。

2 座長は、必要に応じて学識経験者や関係部局、関係者の意見若しくは説明を聴き、又は資料提出の協力を求めることができる。

3 座長に事故あるとき又は座長が欠けたときは、教育部長がその職務を代理する。

（報告）

第6条 チームは、会議の内容並びに調査及び検討した事項を教育委員会に報告しなければならない。

(運営)

第7条 チームの庶務は、教育部教育課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、チームの運営に関し必要な事項は、座長がチームに諮って定める。

附 則

この要綱は、令和8年5月8日から施行する。

(参 考)

宮田・藤ヶ丘地区学校再編プロジェクトチーム構成委員（案）

1	市長部局関係者	企画課長
2		企画課グループリーダー
3		財政課長
4		財政課グループリーダー
5		建築課長
6		建築課グループリーダー
7	教育委員会関係者	教育長
8		教育部長
9		教育課長
10		管理指導主事
11		教育課総務・施設グループリーダー

令和8年議案第30号

学校運営協議会委員の任命について

下記の者を学校運営協議会委員に任命したいから、江南市立小中学校における学校運営協議会の設置等に関する規則（平成29年教育委員会規則第1号）第3条及び第4条の規定に基づき、江南市教育委員会の同意を求める。

記

委員の辞任による新たな委員の推薦

学校名 宮田中学校

氏 名 福田 記子

区 分 地域住民（新任）

令和8年5月8日提出

江南市教育委員会

教育長 高田 和明

提案理由

この案を提出するのは、宮田中学校長より委員の辞任による新たな委員の推薦があったので、委員を任命する必要があるからであります。

(参考)

江南市立小中学校における学校運営協議会の設置等に関する規則（抜粋）

(委員)

第3条 協議会の委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第2号に規定する非常勤の特別職とし、次に掲げる者のうちから、対象学校の校長（以下「校長」という。）の推薦により教育委員会が任命する。

- (1) 対象学校の校区に所在する地域の住民
- (2) 対象学校の校区に在籍する児童又は生徒の保護者
- (3) 校長その他の教職員
- (4) 学識経験者
- (5) 前各号に掲げるもののほか教育委員会が適当と認める者

2 委員の定数は、対象学校の校長と協議の上、教育委員会が定める。

3 教育委員会は、委員の辞任等により欠員が生じた場合は、新たに委員を任命することができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、任命の日から当該年度の末日までとし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の新たな委員の任期は、前任者の残任期間とする。

令和 8 年議案第 3 1 号

江南市立学校給食センター運営委員会委員の委嘱等について

別紙の者を江南市立学校給食センター運営委員会委員に委嘱又は任命したいから、江南市立学校給食センター運営委員会規則（昭和 4 7 年規則第 2 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき、教育委員会の同意を求める。

令和 8 年 5 月 8 日提出

江南市教育委員会

教育長 高田 和明

提案理由

この案を提出するのは、江南市立学校給食センター運営委員会委員の任期が令和 8 年 5 月 3 1 日に満了するので、後任の者を委嘱又は任命する必要があるからであります。

(参 考)

江南市立学校給食センター運営委員会規則（抜粋）

(委員の構成)

第2条 委員会は、20名以内の委員をもって構成し、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 市議会議員代表
- (2) 小中学校長代表
- (3) 小中学校PTA代表
- (4) 栄養教諭
- (5) 学識経験者

2 教育委員会は、委員に欠員が生じたときは、新たに委員を委嘱又は任命することができる。

(任期)

第3条 委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の新たな委員の任期は、前任者の残任期間とする。

令和 8 年議案第 3 2 号

給食用物資購入選定委員会委員の委嘱等について

別紙の者を給食用物資購入選定委員会委員に委嘱又は任命したいから、給食用物資購入選定委員会規程（昭和 4 7 年訓令第 2 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき、教育委員会の同意を求める。

令和 8 年 5 月 8 日提出

江南市教育委員会

教育長 高田 和明

提案理由

この案を提出するのは、給食用物資購入選定委員会委員の任期が令和 8 年 5 月 3 1 日に満了するので、後任の者を委嘱又は任命する必要があるからであります。

(参 考)

給食用物資購入選定委員会規程（抜粋）

(構成)

第2条 委員会は、10名以内の委員をもって構成し、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。なお、委員長には江南市立学校給食センター運営委員会委員長を充てる。

(1) 江南市立学校給食センター運営委員会委員長

(2) 小中学校長代表

(3) 小中学校PTA代表

(4) 小中学校給食主任等代表

(5) 栄養教諭

2 委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の新たな委員の任期は、前任者の残任期間とする。

令和８年議案第３３号

江南市立学校における食物アレルギー対応検討委員会委員の委嘱等について

別紙の者を江南市立学校における食物アレルギー対応検討委員会委員に委嘱又は任命したいから、江南市立学校における食物アレルギー対応検討委員会設置要綱第３条第１項の規定に基づき、教育委員会の同意を求める。

令和８年５月８日提出

江南市教育委員会

教育長 高田 和明

提案理由

この案を提出するのは、江南市立学校における食物アレルギー対応検討委員会委員の任期が令和８年５月３１日に満了するので、後任の者を委嘱又は任命する必要があるからであります。

(参 考)

江南市立学校における食物アレルギー対応検討委員会設置要綱（抜粋）

(構成)

第3条 委員会は、別表に掲げる職にあたる者のうち12名以内の委員により構成し、教育委員会が委嘱又は任命する。

2 教育委員会は、委員に欠員が生じたときは、新たに委員を委嘱又は任命することができる。この場合において、当該委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(任期)

第5条 委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

別 表（第3条関係）

小学校長、中学校長、小学校養護教諭、中学校養護教諭、小学校給食主任等、 中学校給食主任等、栄養教諭、指導主事、小学校保護者、中学校保護者、医療 関係者、消防本部職員
--

令和８年議案第３４号

江南市少年センター少年補導委員の委嘱について

下記の者を江南市少年センター少年補導委員に委嘱したいので、江南市少年センターの設置及び運営に関する規則（昭和５９年教育委員会規則第４号）第８条第２項の規定に基づき江南市教育委員会の選任を求める。

記

別紙のとおり

令和８年５月８日提出

江南市教育委員会

教育長 高田 和明

提案理由

この案を提出するのは、江南市少年センター少年補導委員の任期が令和８年５月３１日に満了するので、後任の者を委嘱する必要があるからであります。

◎ 江南市少年センターの設置及び運営に関する規則（抜粋）

（少年補導委員）

第8条 有害環境の早期発見及び少年の街頭補導を行うため少年補導委員（以下「補導委員」という。）を置く。

2 補導委員は、100名以内とし、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

（1）教育関係者

（2）関係機関及び団体構成者

（3）学識経験者

3 補導委員の任期は、1年とする。ただし、再任することができる。

4 補導委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

令和 8 年議案第 3 5 号

江南市立図書館運営委員会委員の任命について

下記の者を江南市立図書館運営委員会委員に任命したいので、江南市立図書館運営委員会設置要綱第 3 条の規定に基づき江南市教育委員会の選任を求める。

記

別紙のとおり

令和 8 年 5 月 8 日提出

江南市教育委員会

教 育 長 高 田 和 明

提案理由

この案を提出するのは、江南市立小中学校校長代表等の変更に伴い、後任の者を任命する必要があるからであります。

◎ 江南市立図書館運営委員会設置要綱（抜粋）

（組織）

第3条 委員会は、委員12人以内とし、教育委員会が任命する。

2 委員会の委員長及び副委員長は委員の互選による。

（委員の任期）

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

江南市立図書館運営委員会委員名簿

	委 員
1	学識経験者
2	市議会議員
3	教育委員
4	江南市立小中学校校長代表
5	江南市立小中学校教諭代表
6	学校図書館司書
7	指導保育士
8	図書館サポーター
9	図書館サポーター
10	市民公募
11	市民公募
12	指定管理者

令和 8 年議案第 3 6 号

江南市公民館運営審議会委員兼江南市社会教育委員の委嘱について

下記の者を江南市公民館運営審議会委員兼江南市社会教育委員に委嘱したいので、社会教育法（昭和 2 4 年法律第 2 0 7 号）第 1 5 条第 2 項及び第 3 0 条第 1 項の規定に基づき江南市教育委員会の選任を求める。

記

別紙のとおり

令和 8 年 5 月 8 日提出

江南市教育委員会

教育長 高田 和明

提案理由

この案を提出するのは、江南市校長会代表等の変更に伴い、後任の者を委嘱する必要があるからであります。

◎ 社会教育法（抜粋）

（社会教育委員の設置）

第15条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

（社会教育委員の職務）

第17条 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

一 社会教育に関する諸計画を立案すること。

二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べる
こと。

三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べる
ことができる。

3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に
関する

特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指
導

を与えることができる。

（社会教育委員の委嘱の基準等）

第18条 社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項
は、当該地方公共団体の条例で定める。この場合において、社会教育委員の委嘱の基準に
ついては、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

（公民館運営審議会）

第29条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき
調査審議するものとする。

第30条 市町村の設置する公民館にあっては、公民館運営審議会の委員は、当該市町村の
教育委員会が委嘱する。

2 前項の公民館運営審議会の委員の委嘱の基準、定数及び任期その他当該公民館運営審議
会に関し必要な事項は、当該市町村の条例で定める。この場合において、委員の委嘱の基
準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

◎ 江南市社会教育委員設置条例（抜粋）

第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号）の規定に基づいて本市に社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。

第2条 委員の数は20人以内とする。

第3条 委員は江南市公民館運営審議会委員をもって充てる。

第4条 委員がその職務を行うために要する費用の弁償は、別に定める江南市報酬並びに費用弁償条例によって相当額の費用弁償を支給する。

第5条 この条例の実施に必要な規則は、別にこれを定める。

◎ 江南市立公民館の設置及び管理に関する条例（抜粋）

（公民館運営審議会）

第11条 法第29条第1項の規定に基づき、第2条に規定する公民館を通じて、江南市公民館運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会の委員の定数は、20人以内とする。

3 審議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とし再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

◎ 江南市社会教育委員会規則（抜粋）

（趣旨）

第1条 この規則は、江南市社会教育委員設置条例（昭和30年条例第34号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 江南市社会教育委員（以下「委員」という。）は、社会教育法（昭和24年法律第207号）第17条第1項の職務を遂行するため、江南市社会教育委員会（以下「委員会」という。）を組織する。

（会長及び副会長）

第4条 委員会に会長及び副会長1名を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会議の議長となり会務を主宰する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

（会議）

第5条 委員会は、必要に応じて会長が召集する。

2～3 （略）

令和８年議案第３７号

江南市美術展運営委員会委員の委嘱について

下記の者を江南市美術展運営委員会委員に委嘱したいので、江南市美術展運営委員会設置要綱第３条の規定に基づき江南市教育委員会の選任を求める。

記

別紙のとおり

令和８年５月８日提出

江南市教育委員会

教育長 高田 和明

提案理由

この案を提出するのは、江南市美術展運営委員会委員の任期が令和８年３月３１日に満了しており、後任の者を委嘱する必要があるからであります。

江南市美術展運営委員会設置要綱

(設置)

第1条 江南市美術展の運営を専門的な知識や視点に基づき実施するため、江南市美術展運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項を協議する。

- (1) 開催内容に関すること。
- (2) 募集要項に関すること。
- (3) 運営方法に関すること。
- (4) 応募作品の審査に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15名以内で組織し、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 公募する部門に精通した専門家
- (2) 市内公立小中学校長
- (3) その他教育委員会が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から当該委嘱の日の属する年度の3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任することができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長各1名を置く。

- 2 委員会の委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、助言又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育部生涯学習課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

令和 8 年議案第 3 8 号

「映画ノルマル 17 歳。—私たちはADHD—上映会・参加者交流会」の後援名義使用について

別紙の者より江南市教育委員会後援名義使用承認申込書の提出がありましたので、江南市教育委員会の後援名義使用に関する要綱第 3 条第 1 項の規定に基づき江南市教育委員会の承認を求める。

令和 8 年 5 月 8 日提出

江南市教育委員会
教育長 高田 和明

提案理由

この案を提出するのは、江南市教育委員会の後援名義使用承認申込書を受理したからであります。

令和８年議案第３９号

「こどもおしごとチャレンジ」の後援名義使用について

別紙の者より江南市教育委員会後援名義使用承認申込書の提出がありましたので、江南市教育委員会の後援名義使用に関する要綱第３条第１項の規定に基づき江南市教育委員会の承認を求める。

令和８年５月８日提出

江南市教育委員会
教育長 高田 和明

提案理由

この案を提出するのは、江南市教育委員会の後援名義使用承認申込書を受理したからであります。

令和８年議案第４０号

「子どもが弾きたい！ピアノ名曲コンサート vol.1」の後援名義使用について

別紙の者より江南市教育委員会後援名義使用承認申込書の提出がありましたので、江南市教育委員会の後援名義使用に関する要綱第３条第１項の規定に基づき江南市教育委員会の承認を求める。

令和８年５月８日提出

江南市教育委員会
教育長 高田 和明

提案理由

この案を提出するのは、江南市教育委員会の後援名義使用承認申込書を受理したからであります。

令和 8 年議案第 4 1 号

「真夏のドリームキャンプ みんながリーダーアドベンチャー」の
後援名義使用について

別紙の者より江南市教育委員会後援名義使用承認申込書の提出がありましたので、
江南市教育委員会の後援名義使用に関する要綱第 3 条第 1 項の規定に基づき江南市教育委員会の承認を求める。

令和 8 年 5 月 8 日提出

江南市教育委員会
教育長 高田 和明

提案理由

この案を提出するのは、江南市教育委員会の後援名義使用承認申込書を受理したからであります。